

次世代（高校生）育成支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、次世代（高校生）育成支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県内の中山間地域において、関係市町村、地域住民、県及び県立高校等が連携し、地域の中に高校生の活動の場を提供し、高校生の意見や発案を具体化することを通じて、高校生の地域への愛着を育むとともに、地域の活性化に繋げることを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、中山間地域とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- 1 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項に定める地域（以下「条例指定地域」という。）。
- 2 条例指定地域に隣接し、かつ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条に定める過疎地域の人口要件に該当し、市町村があらかじめ県へ協議して、県が登録している地域。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、同表の第3欄に掲げる補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日を補助対象とする場合は4月10日までに申請するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第11条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 県補助率	5 県補助限度額
次世代（高校生）育成支援事業	高校生、地域住民、市町村、高校等などで構成される実行委員会	地域コミュニティの活性化に資する事業であって、県立高校生の意見や発案を、地域の中で実施・具体化する取組に必要な経費	10分の10	1,000千円

注1 次に掲げる経費は補助対象としない。

(1)食糧費（研修会講師等の昼食代を除く）、(2)公課費、(3)車両購入費、(4)事業実施主体構成員への謝金・人件費、(5)その他補助することが適当と認められない経費

注2 工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工・受託したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合にあっては、この限りではない。

年度次世代(高校生)育成支援事業 事業計画書

1 事業実施主体

事業実施主体名	
代表者氏名	
所在地・連絡先	
事業実施主体の概要	※これから立ち上げる場合は予定を記入

2 事業の概要

実施予定期間	年 月～ 年 月 日（完了予定年月日）		
事業実施地域			
事業実施地域の概要	地域名		
	年 月 日時点、データ名：(住基・国調・その他（ ）)		
	人数	世帯数	高齢化率
	人	世帯	%
地域の現状、課題及び事業を行うに至った経緯			

3 事業の目的等

事業の目的	
地域に与える影響や期待される効果等	
事業内容	※「事業の目的」を実現するために取り組む内容について、実施場所、事業内容、実施体制、実施スケジュール等の予定をご記入ください
事業に要する経費の積算 ※別紙でも可	※補助対象外経費も含め、事業に要する経費の積算内容をご記入ください。
高校魅力化コーディネーターの関与	※コーディネーターが設置されている場合のみ
関係法令の遵守	関係法令の遵守について（確認のうえ、✓点を入れてください） <input type="checkbox"/> 事業の実施に係る関係法令等を十分に認識のうえ、遵守します。

4 その他

他の補助金の活用 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「有」の場合 補助金名称： 事業内容： 問合せ先（助成元）：
仕入れ控除税額の 有無	<input type="checkbox"/> 有（一般課税事業者） <input type="checkbox"/> 無（簡易課税事業者、免税事業者）
事業実施状況等	本補助金が交付された場合に、必要に応じ補助事業者又は事業実施主体に対し、 実施状況の報告や調査を求めることについて <input type="checkbox"/> 協力します
市町村の担当課・担 当者名（連絡先）	町 課 担当者： 連絡先：

5 添付書類（様式は問わない）

- (1) 事業実施主体の概要が把握できる資料（団体の規約、構成員の役割等）
※実行委員会の構成メンバー、体制等がわかるもの
- (2) 事業の概要がわかる資料（見積書（消耗品除く）、実施計画、図面等）
- (3) 市町村の意見書（意見、市町村の支援内容、担当者名がわかるもの）

年度次世代(高校生)育成支援事業 収支予算書

1 収入の部（事業に要する経費） （単位：円）

負担区分	予算額	備考
1 県補助金 (2 市町村費) 3 その他 (自己負担金) ()		※事業実施主体の負担額や補助対象外経費を記入してください
合 計		

2 支出の部（事業に要する経費） （単位：円）

	科 目	予算額	備考
補助 対象 経 費			
	補助対象経費 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	補助対象外経費 計		
合 計			

様

鳥取県知事 ○○ ○○

年度次世代（高校生）育成支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった次世代（高校生）育成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先：）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とす。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、次世代（高校生）育成支援事業費補助金交付要綱（令和6年●月●日付第●●号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年度次世代(高校生)育成支援事業 実績報告書

1 事業の概要

事業実施主体名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日（事業完了年月日）

2 事業実績等

事業の実施結果	※計画書に記載した「事業の目的等」実現のため取り組んだこと、実施場所、体制、実施時期、事業内容等、事業実績を具体的にわかるようご記入ください。
事業の成果	※計画書に記載した「事業の目的等」がどう達成されたのか、事業を活用したことによる住民や地域への影響や効果等を具体的にご記入ください。
事業費の実績 ※別紙で可	
関係法令の遵守	※事業実施に係る関係法令等に規定する許認可等の取得・確認状況をご記入ください。

3 その他

他の補助金の活用 の有無（実績）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 補助金名称： 事業内容： 問合せ先（助成元）：
市町村の担当課・ 担当者名（連絡先）	町 課 担当者： 連絡先：

4 添付書類（様式は問わない）

- (1) 事業の様子が分かるもの（事業で作成した資料、チラシ、活動中の写真等）
- (2) 事業費が確認できる証憑書類
- (3) 事業実施に必要な関係法令等に規定する許認可等がある場合は、その許可証等の写し

年度次世代(高校生)育成支援事業 収支決算書

1 収入の部 (事業に要した経費) (単位:円)

負担区分	決算額	予算額	備考
1 県補助金 (2 市町村費) 3 その他 (自己負担金) ()			※地域の負担額や補助対象外経費を記入してください。
合 計			

2 支出の部 (事業に要した経費) (単位:円)

科 目	決算額	備考
補助 対象 経 費		
補助対象経費 計		
補助 対象 外 経 費		
補助対象外経費 計		
合 計		

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度次世代(高校生)育成支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった次世代(高校生)育成支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された交付金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 交付金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付書類
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）